

ケフィア事業振興会に対する強制捜査に関する声明文

平成31年2月6日

東京都千代田区麹町4丁目7番地
麹町パークサイドビル3階
リンク総合法律事務所
電話 03-3515-6681
FAX 03-3515-6682
ケフィアグループ被害対策弁護団
団 長 弁護士 紀 藤 正 樹

本日、ケフィアグループの中核会社である株式会社ケフィア事業振興会に対し、出資法違反の疑いで警視庁の強制捜査が入りました。

弁護団としても、刑事責任の追及に向けて活動しておりましたところ、この度の強制捜査に至るまでの捜査機関の努力に対し、敬意を表します。

ケフィアグループは、買戻代金を支払う等の約束の下、売買契約あるいは金銭消費貸借契約の形式で多額の金銭を出資させておりましたが、平成29年11月頃から買戻代金等の支払が遅延し、昨年9月以降、株式会社ケフィア事業振興会を含むグループ会社28社、代表者2名が破産手続中です。

ケフィアグループによる被害は、被害者3万人を超え、被害総額1000億円を超える極めて大規模なものです。また、今回強制捜査に入った株式会社ケフィア事業振興会の本社ビルは、ケフィアグループの関係会社50社あまりの本店所在地でもあり、中核企業のかぶちゃん農園株式会社の東京支社も含まれていました。これらの被害の大きさや組織性からみても、消費者被害事件としての悪質性は顕著です。

ケフィアグループによる被害は極めて大規模に及んでおり、これらの被害救済には、違法収益の吐き出しに繋がる実態の解明が欠かせません。捜査機関には、この点にもご留意いただいて、被害者救済のためにさらに迅速にケフィアグループによる違法行為の実態解明を進めていただき、出資法違反だけでなく、組織的詐欺罪での立件も視野に入れて、厳正な処罰に向けて努力していただくことを、引き続き期待致します。

以上